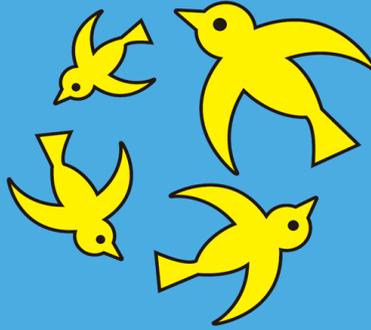


新しい学習指導要領

生きる力  
学びの、その先へ



令和6年度

第46回 中国四国地区病弱虚弱教育研究連盟  
研究協議会(高知大会)

## 病気の子供の学びの充実のために



文部科学省

初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官

相原 千絵

## 内 容

### 1 病弱教育の現状

- ・病弱教育における遠隔教育に関する制度の変遷
- ・令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果
- ・高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめを踏まえた制度改正

### 2 学習指導要領

- ・特別支援学校(病弱)における配慮事項
- ・自立活動の指導の充実

### 3 医療的ケア

### 4 病気の子供の学びの充実に向けて

### 5 特別支援教育に関する近年の動向と現状

### 6 参考資料

## 1 病弱教育の現状

### 病弱教育における遠隔教育に関する制度の変遷

#### 小・中学校段階の病気療養中等の児童生徒に対する 遠隔教育について

病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用して同時双方向型授業配信を行った場合、指導要録上の出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする

受信側に教員を配置せずに行った場合でも出席扱い

平成30年9月 通知

#### オンデマンド型授業配信に関する改正

令和5年3月 通知

病気療養児に対して、病院や自宅等においてオンデマンド型授業配信を含むICT等を活用した学習活動を行った場合、指導要録上の出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。

##### 【留意事項】

- ・オンデマンド型授業配信を行うに当たっては、原則として同時双方向型授業配信を実施することとし、当該児童生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型授業配信を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型授業配信を行うことが可能であること
- ・オンデマンド型授業配信を行うに当たっては、当該児童生徒の学齢や発達段階、家庭や医療機関等との連携状況等を踏まえ、学校において適切に判断すること

## 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する 遠隔教育(メディアを利用して行う授業)の要件緩和について

### 遠隔教育(メディアを利用して行う授業)の要件・留意事項

#### 高等学校段階の全ての生徒

#### メディアを利用して 行う授業

多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業を学校教育法施行規則に位置付け、制度の弾力化を図ること

平成27年4月 告示第92号

#### 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置(当該教科の免許保有者以外でも可)

平成27年4月 施行通知

#### 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき74単位のうち、36単位を超えないものとする  
※特別支援学校高等部において修了要件が異なる場合はその2分の1未満までを上限とすること

学校教育法施行規則  
第96条第2項、第135条第2項

#### 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ対面により行う授業を相当の時間数行うこと

平成27年4月 告示第92号

教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上を確保しつつ各高等学校等において適切に定めること

令和3年2月 通知

#### オンデマンド型の授業に 関する改正

令和5年4月 告示改正

メディアを利用して行う授業について、病気療養中等の生徒に対して実施する場合は、同時双方向型を原則としつつ、オンデマンド型の授業で実施することを可能とする。

#### 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月26日 通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。  
・当該高等学校等と保護者が連携協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること  
・配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること

#### 単位修得数等の 上限の緩和

令和2年4月  
学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から上限を超える単位数等を認める。

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める

#### 対面による授業の時間数

令和6年2月13日 通知

当該生徒の病状や治療の状況医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと校長が認める場合は、教科・科目等や単位数にかかわらず、履修する各教科・科目等ごとに年間1単位時間とすることも例外として認められること

### 病気療養中等の生徒に対する 特例

## <参考> 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化

### 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度

平成27年4月、学校教育法施行規則の一部改正等により高等学校等・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化

- ①・② <平成27年4月24日付け 27文科初第289号通知>
- ③ <平成27年4月24日付け 27文科初第195号通知>

#### ①メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化

多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして学校教育法施行規則に位置づけ

全ての高等学校等・特別支援学校高等部

#### ②オンデマンド型教育の特例の創設

文部科学大臣の指定を受けた高等学校等において、療養中等のために相当の期間欠席すると認められる生徒等を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型の授業も実施できる特例制度を創設

文部科学大臣の指定を受けた高等学校等のみ

#### ③療養中及び訪問教育における遠隔教育の導入

療養中及び訪問教育の対象である生徒に対する「通信により行う教育」として、メディアを利用して行う授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

特別支援学校高等部のみ

## <参考> 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化

### 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度

平成27年4月、学校教育法施行規則の一部改正等により高等学校等・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化

- ①・② <平成27年4月24日付け 27文科初第289号通知>
- ③ <平成27年4月24日付け 27文科初第195号通知>

#### ①メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化

多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして学校教育法施行規則に位置づけ

全ての高等学校等・特別支援学校高等部

#### ②オンデマンド型

文部科学省から定められるド型の

学校教育法施行規則 第88条の3

高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。  
(第135条第5項により、特別支援学校高等部に準用)

すると認め  
オンデマン  
等学校等のみ

#### ③療養中

療養中及び訪問教育の対象である生徒に対する「通信により行う教育」として、メディアを利用して行う授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

特別支援学校高等部のみ

## <参考> 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育(メディアを利用して行う授業)の要件緩和について

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)(令和元年6月)

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件(受信側の教員の配置要件や単位修得数等の上限)を緩和。

### 遠隔教育(メディアを利用して行う授業※)の要件・留意事項

- 対面による授業の実施  
教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。  
(27年告示第92号)
- 単位修得数等の上限  
全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。  
※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。  
(学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項)
- 受信側の教員配置  
原則として当該高等学校等の教員を配置(当該教科の免許保有者以外でも可)  
(27年施行通知)
- 配信側の教員配置  
高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者  
(27年施行通知)

### 病気療養中等の生徒に対する特例

#### ● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**  
※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

#### ● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。**ただし、以下の点に留意すること。

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
- ◆ **配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型(学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式)の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたもの。

**<参考> GIGAスクール構想 授業動画**

## GIGAスクール構想 授業動画

# 1人1台端末で学校が変わる！

(YouTube文部科学省/mextchannel)



	小学校編	中学校編	高等学校編	特別支援教育編
解説	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 新潟市立大野小学校 校長 片山 敏郎 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 春日井市教育委員会 教育DX推進専門官 水谷 年孝 氏	文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 神奈川県立希望ヶ丘高等学校 校長 柴田 功 氏	<b>授業実践</b> 長野県松本養護学校 長野県長野ろう学校 長野県松本盲学校 長野県花田養護学校 長野県木曾養護学校 長野県上田養護学校 <資料協力> 福岡県立福岡視覚特別支援学校 埼玉県北本市立南小学校 北九州市立小倉南特別支援学校 福岡県立福岡聴覚特別支援学校 <b>解説</b> 文部科学省初等中等教育局 視学官 菅野 和彦 氏 文部科学省 学校DX戦略アドバイザー 長野県長野養護学校 教諭 青木 高光 氏
授業実践	新潟市立月潟小学校 つくば市立島名小学校 春日井市立出川小学校 春日井市立藤山台小学校	春日井市立高森台中学校 新潟市立小新中学校 つくば市立みどりの学園義務教育学校	神奈川県立希望ヶ丘高等学校 宮城県仙台第三高等学校 宮城県宮城第一高等学校	
解説	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東京学芸大学 教授 高橋 純 氏	東北大学大学院 東京学芸大学大学院 教授 堀田 龍也 氏	



各動画  
約15~20分  
研修にも  
使える！  
(タイムスト版 約2分)

URL : <https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBASFWjIRb6OAekj81r16K1>

小学校編



中学校編



高等学校編



[タイムスト版]  
小中学校編



特別支援教育編



## 1 病弱教育の現状

### 令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

## 令和4年度 病気療養児に関する実態調査

令和5年2月 調査票配付/令和5年5月 集約

### 目的

疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児について、病気療養児の人数、通常の学級から特別支援学校等への転学及び教育支援の実施状況等について実態を把握し、今後の施策の充実に資することを目的として実施した。

### 主な調査事項と調査時点

- ①病気療養児に関する調査（令和4年4月1日～令和5年3月31日）
  - ・令和4年度に在籍した病気療養児数
  - ・主傷病名、療養場所、転学、転籍、進級等の状況
  - ・同時双方向型の授業配信の実施状況、同時双方向型の授業配信以外の指導や支援の実施状況 等
- ②教育委員会における取組に関する調査（令和4年9月1日時点）
  - ・教育委員会における病気療養児の在籍する学校に対する取組や支援 等
- ③病院内の学級に関する調査（令和4年9月1日時点）
  - ・病院内の学級数及び在籍児童生徒数
  - ※上記のうち、下線の調査については、今回初めて実施。

### 調査対象

- ①②：全国の国公立小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校  
小学校（19,336）、中学校（10,076）、義務教育学校（151）、高等学校（4,856）、  
中等教育学校（56）、特別支援学校（1,160） 計 35,635 校
- ③：教育委員会  
都道府県教育員会（47）、市区町村教育委員会（1,741）



実態調査結果はこちら

## 令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

### 令和4年度中に学校に在籍した病気療養児の数

- 令和4年度中に学校に在籍した病気療養児の数 **9,165人**（平成30年度前回調査：7994人）
- 病気療養のための転学について **転学なし 84%** 転学あり 16%

区分	小中高等学校				特別支援学校				合計
	小学校	中学校	高等学校	計	小学部	中学部	高等部	計	
国立	22	20	6	48	3	4	5	12	60
公立	2,232	2,348	1,140	5,720	962	730	914	2,606	8,326
私立	23	174	579	776	0	2	1	3	779
合計	2,277	2,542	1,725	<b>6,544</b>	965	736	920	<b>2,621</b>	<b>9,165</b>

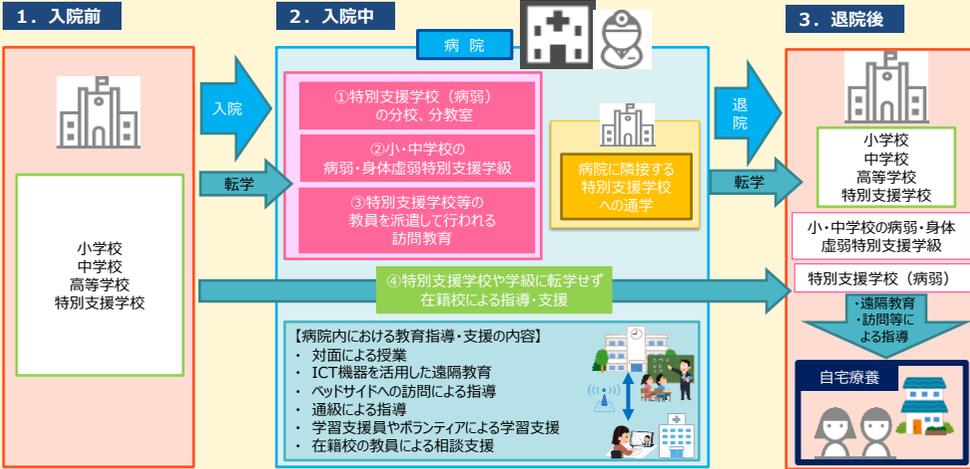
### 病院内の学級数及び在籍者数（令和4年9月1日時点）

- 病院内の学級を設置していた学校 **341校** 病院内の学級数 **960学級**
- 病院内の学級に在籍していた児童生徒数 **1,509人**

## <参考> 病気療養中の児童生徒の学びの場 (イメージ)

### 概要

- ・ 病気等により病院に入院している児童生徒に対しては、病院内において多様な教育の場が提供されている。
- ・ 特別支援学校(病弱)の分校・分教室や小中学校の特別支援学級(病弱)に転学したり、転学をせずに在籍している学校の教員による指導や支援を受けたりすることができる。
- ・ これら学びの場においては、対面による授業やICT機器を活用した遠隔教育、ベッドサイドへの訪問による指導などが行われている。
- ・ 学習支援として、学習支援員やボランティアを活用している場合もある。
- ・ 退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導やICT機器を活用した遠隔教育を受けることができる。

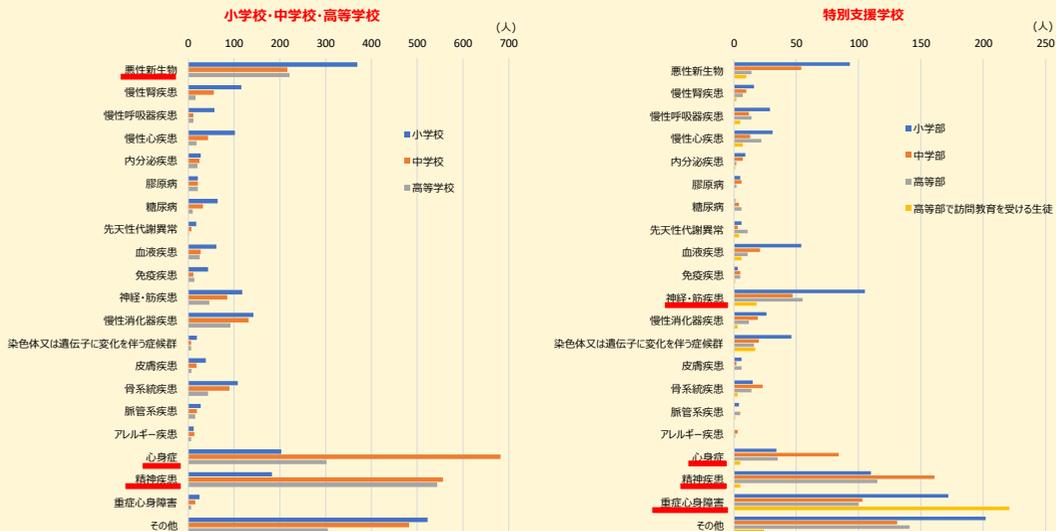


## 令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

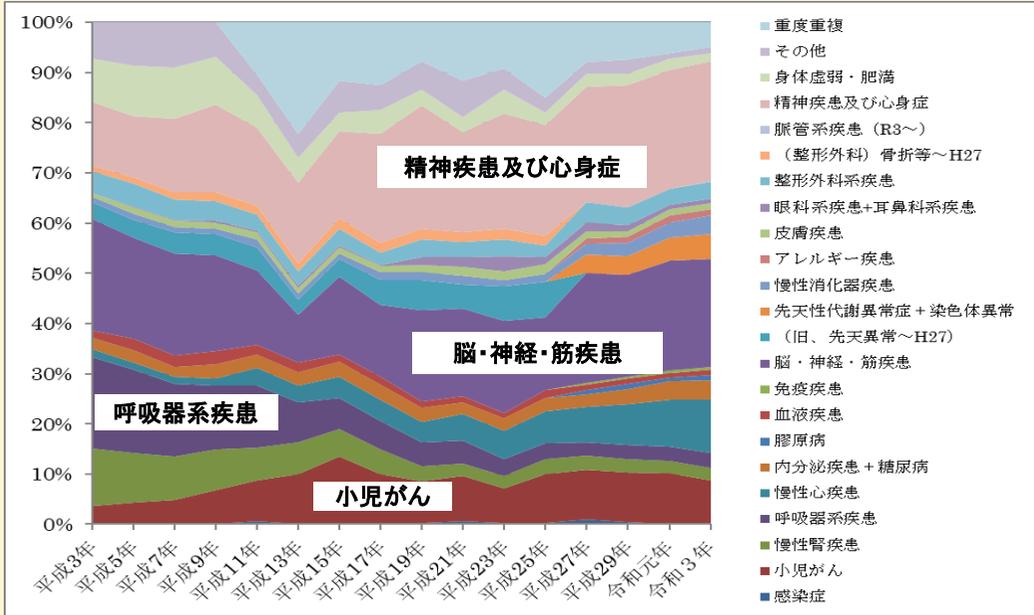
○病気療養児の主傷病名で多いもの

**小学校：悪性新生物(白血病、主要、小児がん等) / 中学校・高等学校：心身症、精神疾患**  
特別支援学校 小学部：重症心身障害、精神疾患、神経・筋疾患  
中学部・高等部：重症心身障害、心身症、精神疾患



## <参考> 疾患群別の病弱児の割合の推移

全国病弱虚弱教育研究連盟「全国病類調査」を基に作成

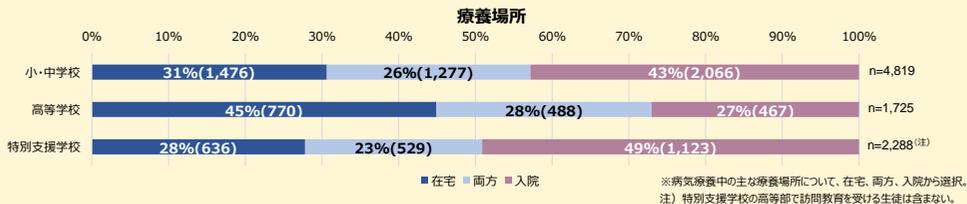


※重度重複を除く相対頻度

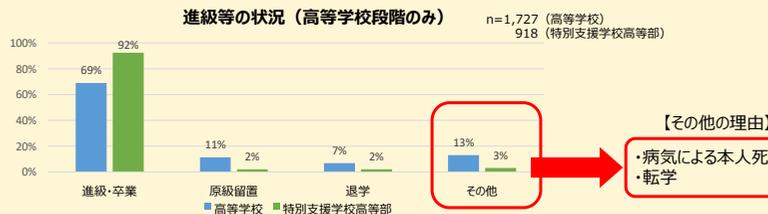
## 令和4年度 病児療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

○療養場所が「在宅」又は「病院と在宅両方」と回答した割合は、小・中学校57%、高等学校73%  
病児療養児の過半数が、病院だけでなく、在宅療養の期間もあることが分かった



○高等学校段階の進級等の状況について、高等学校において「進級・卒業」69%、「原級留置」11%、「退学」7%



# 令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果

令和5年10月 公表

## 同時双方向型の授業配信

○同時双方向型の授業配信の実施率は**24%**(前回調査:1.9%)。いずれの学校段階においても**実施率が大幅に上昇**

同時双方向型の授業配信の実施状況 n=9,165

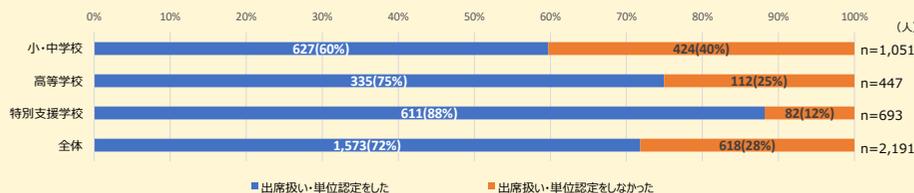
区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	全体
実施した	618(27%)	433(17%)	447(26%)	693(26%)	<b>2,191(24%)</b>

(参考) 平成30年度前回調査

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
1.3%	0.4%	2.4%	7.9%	1.9%

○同時双方向型の授業配信を実施した場合、**小・中学校において「出席扱いとした」60%、高等学校では「単位認定をした」75%**

出席扱い及び単位認定



※同時双方向型の授業を実施した児童生徒について、出席扱い(義務教育段階)・単位認定(高等学校段階)を行ったか調査。

# 「病気療養児に関する実態調査」の結果について (事務連絡)

令和5年10月27日発出

事務連絡はこちら



## 転学について

- 病院内の学級に転学せずに療養している児童生徒の在籍校は**、当該児童生徒の教育的ニーズの把握、医療関係者等と連携した**個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用**に努める
- ICTを活用した同時双方向型の授業配信、オンデマンド型の授業配信、教員の訪問による指導などの学習活動を通じて、**教育の機会が確保されるよう適切に対応**
- 病院内の学級に一時転学している児童生徒に対しては**、前籍校が転学先の特別支援学校等と連携し、本人や保護者の意向等を踏まえ、**前籍校の卒業式などの学校行事に参加できるように必要な配慮を実施**

## 進級等の状況について

- 高等学校における病気療養中等の生徒の進級等に関して**、各学年の課程の修了の認定に当たっては次のような対応も視野に必要な配慮を実施(※高等学校学習指導要領解説総則編 第5章「単位の修得及び卒業の認定」参照)
  - ・特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で**学年の課程の修了の認定について弾力化を図る**
  - ・卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認める

## 同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面について

- 教育委員会や学校においては、**同時双方向型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等の整備について適切に対応**

## 1 病弱教育の現状

### 高等学校教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改革

高等学校の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改革

#### 高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

令和6年2月13日発出

##### 学校教育法施行規則の改正（令和6年4月1日施行）

###### 学校教育法施行規則 第88条の4

高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒**その他特別の事情を有する生徒を対象として、**教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる**

###### 学校教育法施行規則第88条の4関係

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（不登校生徒）、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（病気療養中等の生徒）**を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて**通信教育**を行うことができる



高等学校の通信制において提供される、**添削指導、面接指導及び試験の方法による指導**を指す（高等学校学習指導要領第1章第2款5も参照）

高等学校の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改正

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した  
柔軟で質の高い学びの実現について (通知)

令和6年2月13日発出

## 学校教育法施行規則の改正 (令和6年4月1日施行)

## 学校教育法施行規則 第88条の4

高等学校は、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒**その他の特別の事情を有する生徒を対象として、**教育上有益と認めるときは、授業に代えて通信教育を行うことができる**

## 学校教育法施行規則第88条の4 関係

全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（不登校生徒）、**疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒（病気療養中等の生徒）**を対象として、教育上有益と認めるときは、高等学校は授業に代えて**通信教育**を行うことができる

## 特別支援学校高等部には準用しない

高等学校の通信制において提供している、**個別指導、面談指導及び試験の方法による指導**を指す（高等学校学習指導要領第1章第2款5も参照）

高等学校の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改正

高等学校等における多様な学習ニーズに対応した  
柔軟で質の高い学びの実現について (通知)

令和6年2月13日発出

## 学校教育法施行規則 第88条の4 を特別支援学校高等部に準用しない理由

## 学校教育法施行規則 第134条

特別支援学校高等部における通信教育に関する事項は、別に定める。

## 特別支援学校高等部学習指導要領 第1章第2節第8款の6

療養中の生徒及び障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒について、各教科・科目の一部を通信により教育を行う場合の1単位当たりの添削指導及び面接指導の回数等（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、通信により教育を行うこととなった各教科の一部の授業時数に相当する添削指導及び面接指導の回数等。）については、実情に応じて適切に定めるものとする。

- ※添削指導：生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施するもの
- ※面接指導：教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施するもの

高等学校の在り方ワーキンググループ 中間まとめを踏まえた制度改正

## 高等学校等における多様な学習ニーズに対応した 柔軟で質の高い学びの実現について（通知）

令和6年2月13日発出

### 対面により行う授業の時間数

#### 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項

メディアを利用して行う授業の配信を受ける病気療養中等の生徒であって、当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等を踏まえ、対面により行う授業を複数回行うことが難しいと高等学校等の校長が認める場合には、対面授業の時間数を年間1単位時間とすることも例外的に認められる

### 指導要録上の出欠や単位認定

#### 学校教育法施行規則第88条の3に基づきメディアを利用して行う授業を病室等で受けた場合

- ☞ 校長は、指導要録上出席扱いとし、かつその成果を評価に反映することが可能
- ☞ 学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、履修した単位の修得を認定

## 2 学習指導要領について

### 特別支援学校（病弱）における配慮事項

## 特別支援学校（病弱）における配慮事項

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第2章 第1節 第1款の4

- (1) 指導内容の精選等
- (2) 自立活動の時間における指導との関連
- (3) 体験的な活動における指導方法の工夫
- (4) 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用
- (5) 負担過重とならない学習活動
- (6) 病状の変化に応じた指導上の配慮

※第2章第2節第1款により、中学部にも適用。特別支援学校高等部学習指導要領第2章第1節第2款の4にも同様の規定あり。

## 特別支援学校（病弱）における配慮事項 (1) 指導内容の精選等について

### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第2章 第1節 第1款の4

#### (1) 指導内容の精選等

個々の児童（生徒）の学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

- \*学習時間の制約等がある場合には、基礎的・基本的な事項を習得させる視点から、指導内容を精選するなどして効果的に指導
- ⇒ ・各教科の目標や内容の関連性を検討し、不必要な重複を避ける
  - ・各教科を合わせて指導する
  - ・教科等横断的な指導を行う

## 「指導内容の精選等」と関連する事項

「指導内容の精選等」との関連 **重複障害者等に関する教育課程の取扱い**

### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。(後略)
  - (1)各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を**取り扱わないことができる**こと。

- \*安易に取り扱わなくてもよいということではない
- \*各教科及び外国語活動の目標に対応した評価規準を質的に逸脱しない範囲で学習上の困難に応じた手立てを適切に講じても、目標達成が困難又は不可能であるかどうかを慎重に吟味することが不可欠
- \*取り扱わないことについては、その後の児童生徒の学習の在り方を大きく左右するために慎重に検討
- \*長期療養等により学習空白が生じ、年度内に指導ができなかった場合は、後の学年又は学部で補う必要が生じる

## <参考> カリキュラム・マネジメント

小学部・中学部学習指導要領 第1章第2節の4  
高等部学習指導要領 第1章第2節第1款の5

### 教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の 教育活動の質の向上を図っていくこと

- 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を**教科等横断的な視点**で組み立てていくこと
- 教育課程の実施状況を評価**してその**改善**を図っていくこと
- 教育課程の実施に必要な**人的又は物的な体制を確保**するとともにその**改善**を図っていくこと
- 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、**教育課程の評価と改善**につなげていくよう工夫すること

**<参考> 各教科(病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校)**

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第2章第1節第1款の4、第2節第1款)  
特別支援学校高等部学習指導要領(第2章第1節第2款の4)

指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱いに当たっては、児童(生徒)の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮するとともに、特に次の事項に配慮するものとする。

	特別支援学校小学部・中学部 学習指導要領	特別支援学校高等部 学習指導要領
(1) 指導内容の精選等	個々の児童の学習状況や病気の状態、授業時間の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	個々の生徒の学習状況や病気の状態、授業時間の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科・科目等相互の関連を図ったりして、系統的、発展的な学習活動が展開できるようにすること。
(2) 自立活動の時間における指導との関連	健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。	健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、主体的に自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。
(3) 体験的な活動における指導方法の工夫	体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては児童の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。	体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては生徒の病気の状態や学習環境に応じて、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにすること。

**<参考> 各教科(病弱者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校)**

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(第2章第1節第1款の4、第2節第1款)  
特別支援学校高等部学習指導要領(第2章第1節第2款の4)

	特別支援学校小学部・中学部 学習指導要領	特別支援学校高等部 学習指導要領
(4) 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用	児童の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。	生徒の身体活動の制限や認知の特性、学習環境等に応じて、教材・教具や入力支援機器等の補助用具を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにすること。
(5) 負担過重とならない学習活動	児童の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。	生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにすること。
(6) 病状の変化に応じた指導上の配慮	病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な児童については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。	病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な生徒については、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意すること。

## 2 学習指導要領について

### 自立活動の指導の充実

#### 自立活動の指導の充実

##### 学校教育法第72条（特別支援学校の目的）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。**

##### 自立活動の目標

個々の児童又は生徒が**自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度を及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。**

##### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第2節2の(4)

学校における**自立活動の指導**は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、**自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。**特に、自立活動の時間における指導は、**各教科、道徳科、学国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、**個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

## 自立活動の指導の充実

### 学校教育法第72条(特別支援学校の目的)

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、**障害による学習上又は生活上の困難を克服し、社会生活に主体的とする。**

## 自立活動は 特別支援学校の専門性の中核

### 特別支

### の(4)

学校における**自立活動の指導**は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、**自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。**特に、自立活動の時間における指導は、**各教科、道徳科、学国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、**個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

## 自立活動の指導の充実～個別の指導計画の作成

### 個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握する

- ・自立活動の指導は個々の児童生徒の障害の状態等に即して行われることが基本であるため、個々の児童生徒についての実態把握が特に重要
- ・収集した情報を自立活動の区分に即して整理

### 指導すべき課題を明確にする

- ・実態把握に基づいて得られた**指導すべき課題相互の関連**の検討
- ・中心的な課題を導き出す

### 指導目標及び指導内容を設定する

- ・長期的、短期的な観点から指導目標を設定
- ・指導目標を達成するために必要な項目を選定、**項目間の関連付け**
- ・指導目標を達成するため、**個々の児童生徒の実態に即して必要な指導内容を段階的、系統的に取り上げる**

### 個々の児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫する

- ・個々の児童生徒の実態に適合する方法、指導内容にふさわしい指導方法を創意工夫
- ・意欲的な活動を促す指導方法を工夫

## 自立活動の指導の充実～個別の指導計画の作成

個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を的確に把握する

- ・自立活動の指導は個々の児童生徒の障害の状態等に即して行われることが基本であるため、個々の児童生徒についての実態把握が特に重要
- ・収集した情報を自立活動の区分に即して整理

### 実態把握をする際に収集する情報の内容(例)

- ・実態把握
  - ・病気等の有無や状態 / 成育歴 / 基本的な生活習慣
  - ・人やものとの関わり / 心理的な安定の状態 / コミュニケーションの状態
  - ・対人関係や社会性の発達 / 身体機能 / 視機能 / 聴覚機能
  - ・知的発達や身体発育の状態 / 興味・関心 / 家庭や地域の状況
  - ・障害の理解に関すること / 学習上の配慮事項や学力
- ・個別指導
  - ・特別な施設・設備や補助用具(機器を含む)の必要性 / 進路
  - ・意欲的な活動を促す指導方法を工夫

## 自立活動の指導の充実

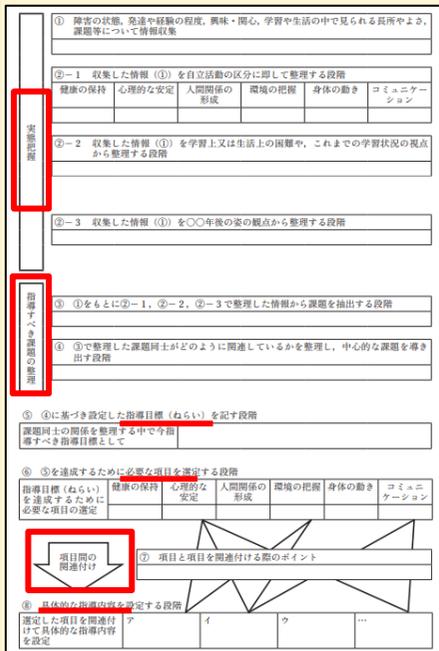
### 流れ図

個々の児童生徒の実態把握から  
具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

個別の指導計画を作成する上で最も重要な点

#### 実態把握から指導内容を設定するまでのプロセス

- ・個別の指導計画を作成する際、**実態把握に基づき指導すべき課題を整理**することで、指導目標を設定するに至る判断の根拠となる
- ・個別の指導計画を通して、なぜその指導目標を設定したかという考え方や根拠を担当者間で共有し、引き継いでいくことで、**指導の根拠を明らかにし、児童生徒一人一人の自立活動における指導の継続性を確保**する
- ・個々の児童生徒の実態に応じて**指導目標を明確にし、指導内容を設定**し、それらを組織して**個別の指導計画を作成**する。それに基づいた指導に当たっては、指導内容にふさわしい**指導方法を工夫**する



## 自立活動の指導の充実～自立活動を主とした指導

### 前提

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動 + **自立活動**

### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則 第8節の4

重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

- \* 障害が重複している、その障害が重度であるという理由だけで、各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま、安易に自立活動を主とした指導を行うことがないように留意
- \* 道徳科及び特別活動は、その目標及び内容の全部を替えることができない

## <参考> 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。

[小学部・中学部 第1章総則 第8節]

知的障害者である児童生徒の場合	通常の教育課程	障害の状態により特に必要がある場合 (特別支援学校(知的障害)の場合も含む)	知的障害を併せ有する児童生徒の場合	重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合
<p>■「中学部」の2段階に示す各教科の内容を習得し目標を達成している者は、中学校学習指導要領第2章に示す各教科の目標及び内容並びに小学校学習指導要領第2章に示す各教科の一部を取り入れることができる。</p>	<p>■各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p>	<p>■各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。</p> <p>■各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。</p> <p>■道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の内容の一部又は全部によって替えることができる。</p> <p>■各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年の前各学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。</p> <p>■幼稚園の各領域ねらい及び内容の一部を取り入れる</p> <p>■小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れる</p> <p>■小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れる</p> <p>■小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れる</p>	<p>■各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、知的障害を有する児童生徒のための「各教科の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。</p> <p>■小学部の外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、「知的障害を有する児童のための外国語活動の目標及び内容の一部又は全部」によって替えることができる。</p>	<p>■「各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部」又は「各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間」に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。</p>

上記の取扱いを適用する際の留意点(学年又は段階の目標の系統性や内容の関連)を規定。

### 3 医療的ケア

#### 医療的ケアについて

#### 学校に在籍する医療的ケア児について

##### 法律(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律)上の定義

- **医療的ケア**  
人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為
- **医療的ケア児**  
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童(18歳以上の高等学校等に在籍する者を含む)

##### 【医療的ケアとは】

一般的には、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、人工肛門(ストーマの管理)、インスリン注射などの医療行為のこと。病気や怪我の治療のために医療機関で行われる医療行為は含まない。

##### 【医療的ケアのイメージ】



#### 学校における医療的ケア

##### 特定行為 (※)

- 口腔内の喀痰吸引・鼻腔内の喀痰吸引
- 気管カニューレ内の喀痰吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 経鼻経管栄養

※認定された教職員等(認定特定行為業務従事者)が一定の条件の下に実施可能



特定行為以外の、学校で行われている  
医行為(看護師等が実施)

〔本人や家族が医行為を行う  
場合、違法性が阻却されるこ  
とがあるとされている。〕

医療的ケアについて

学校に在籍する医療的ケア児について

特別支援学校に在籍する医療的ケア児の数

8,565人 (R4 8,361人)



学部	通学-訪問教育の別	国立			公立			私立			計
		通学	訪問教育	計	通学	訪問教育	計	通学	訪問教育	計	
幼稚園	通学	0	0	38	0	0	0	0	0	38	
	訪問教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小学部	通学	9	3,354	3,363	0	0	0	0	0	3,363	
	訪問教育	0	977	977	0	0	0	0	0	977	
中学部	通学	0	1,676	1,676	0	0	0	0	0	1,676	
	訪問教育	0	454	454	0	0	0	0	0	454	
高等部	通学	2	1,595	1,597	0	0	0	0	0	1,597	
	訪問教育	0	460	460	0	0	0	0	0	460	
計	通学	11	6,663	6,674	0	0	0	0	0	6,674	
	訪問教育	0	1,891	1,891	0	0	0	0	0	1,891	
	計	11	8,554	8,565	0	0	0	0	0	8,565	

(参考)医療的ケア児が在籍する特別支援学校 702校

幼稚園、小・中・高等学校に在籍する医療的ケア児の数

2,199人 (R4 2,130人)



学校種	通常の学級-特別支援学級の別	国立			公立			私立			計
		通常の学級	特別支援学級	計	通常の学級	特別支援学級	計	通常の学級	特別支援学級	計	
幼稚園	通常の学級	1	0	1	91	0	91	174	0	174	266
	特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学校	通常の学級	9	676	685	9	676	685	9	676	685	694
	特別支援学級	0	922	922	0	922	922	0	922	922	922
中学校	通常の学級	0	79	79	0	79	79	16	16	32	95
	特別支援学級	0	168	168	0	168	168	0	0	0	168
高等学校	通常の学級	0	26	26	0	28	28	0	0	0	54
	特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	通常の学級	10	872	882	10	872	882	227	227	454	1,109
	特別支援学級	0	1,090	1,090	0	1,090	1,090	0	0	0	1,090
	計	10	1,962	1,972	10	1,962	1,972	227	227	454	2,199

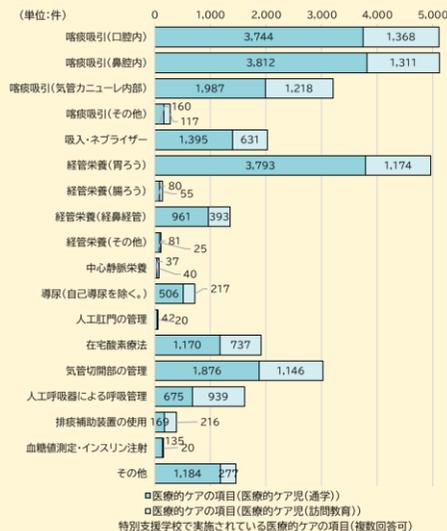
(参考)医療的ケア児が在籍する幼稚園 233校  
小学校 1416校  
中学校 240校  
高等学校 46校

医療的ケアについて

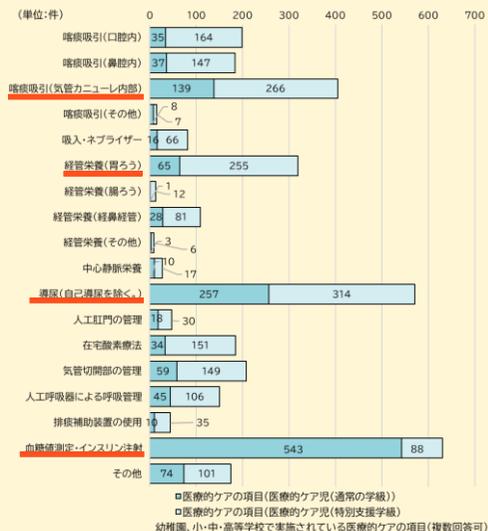
学校で実施されている医療的ケアの項目

- 特別支援学校において実施されている医療的ケアは、延べ31,711件であり、行為別にみると、喀痰吸引(鼻腔内)5,123件、喀痰吸引(口腔内)5,112件、経管栄養(胃ろう)4,967件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)3,205件の順に多い。
- 幼稚園、小・中・高等学校において実施されている医療的ケアは、延べ3,377件であり、行為別にみると、血糖値測定・インスリン注射631件、導尿571件、喀痰吸引(気管カニューレ内部)405件、経管栄養(胃ろう)320件の順に多い。

特別支援学校



幼稚園・小・中・高等学校



特別支援学校で実施されている医療的ケアの項目(複数回答可)

幼稚園、小・中・高等学校で実施されている医療的ケアの項目(複数回答可)

医療的ケアについて

学校において医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員等の数

特別支援学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **7,369人**  
(R4 7,169人)



医療的ケア看護職員 の適当な所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託※2
19時間25分未満	0	1,135	175
19時間25分以上23時間15分未満	0	109	2
23時間15分以上31時間00分未満	2	1,084	68
31時間00分以上37時間30分未満	15	161	13
37時間30分以上	344	10	8
計	361	2,499	266

※1 直接雇用:就労規則によって定められる週の所定労働時間を回答。  
外部委託:委託契約書等によって定められている週の業務委託時間(委託契約書等に時間数の定めがない場合は任意の1週間の平均業務委託時間)を回答。  
※2 委託契約書等によって定められている人数を回答。

幼・小・中・高等学校における医療的ケア看護職員、介護福祉士・認定特定行為業務従事者の数 **2,321人**  
(R4 2,067人)



医療的ケア看護職員 の適当な所定労働時間(※1)	医療的ケア看護職員の数		
	直接雇用:常勤	直接雇用:非常勤	外部委託※2
19時間25分未満	4	579	473
19時間25分以上23時間15分未満	1	144	30
23時間15分以上31時間00分未満	4	421	81
31時間00分以上37時間30分未満	11	245	33
37時間30分以上	24	49	12
計	44	1,438	629

※ 本調査における「医療的ケア看護職員」とは、看護師、保健師、助産師、准看護師を指す。  
※ 医療的ケア看護職員のうち、教育委員会等に配置され、特別支援学校を含む域内の学校を巡回している者は、特別支援学校に計上。

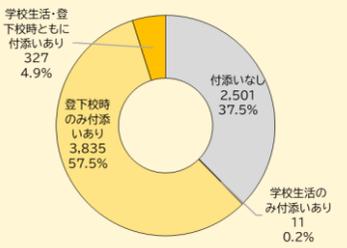
医療的ケアについて

特別支援学校における保護者等の付添いの状況

特別支援学校に通学する医療的ケア児(6,674人)のうち、

- ・ 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 338人 (5.1%)
- ・ 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 3,835人 (57.5%)
- ・ 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 2,501人 (37.5%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数 (特別支援学校)(単位:人)



特別支援学校(学部別)	付添いなし	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり
特別支援学校(幼稚園)	1	24 (63.2%)	13 (34.2%)	0
特別支援学校(小学部)	1,191 (35.3%)	7 (0.2%)	1,971 (58.5%)	203 (6.0%)
特別支援学校(中学部)	668 (40.0%)	1 (0.1%)	939 (56.2%)	63 (3.8%)
特別支援学校(高等部)	641 (40.2%)	3 (0.4%)	901 (56.6%)	48 (3.0%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数(特別支援学校・学部別)(単位:人)

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(338人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため」122件(36.1%)が最も多く、「その他」の理由としては、「学校で医療的ケアを実施する手続きの途中である」「健康状態が不安定」「保護者が、医療的ケア看護職員等の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の回数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含むが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

- ① 「医療的ケア看護職員が配置されていない」及び「認定特定行為業務事業者がいない」ため
- ② 医療的ケア看護職員又は認定特定行為業務事業者はいるが、一部対応できない時間帯・曜日等があるため
- ③ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、保護者が希望しているため
- ④ 医療的ケア看護職員や認定特定行為業務事業者はいるが、学校・教育委員会が希望しているため(ガイドライン等で定めている場合も含む。)
- ⑤ その他

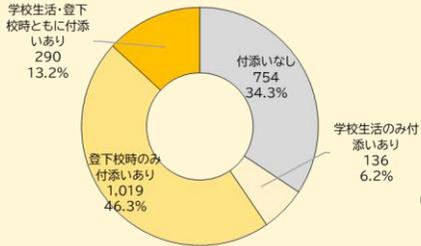
医療的ケアについて

幼稚園、小・中・高等学校における保護者等の付添いの状況

幼稚園、小・中・高等学校に通学(園)する医療的ケア児(2,199人)のうち、

- 学校生活で保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 426人 (19.4%)
- 登下校のみ保護者等が医療的ケアを行うために付添いを行っている医療的ケア児の数 1,019人 (46.3%)
- 保護者等が付添いを行っていない医療的ケア児の数 754人 (34.3%)

保護者等が付添いを行っている医療的ケア児の数  
(幼稚園、小・中・高等学校) (単位:人)



学校種別	付添いなし	学校生活のみ付添いあり	登下校時のみ付添いあり	学校生活・登下校時ともに付添いあり
幼稚園	50 (18.8%)	21 (7.9%)	116 (43.6%)	79 (29.7%)
小学校	554 (34.3%)	108 (6.7%)	780 (48.3%)	173 (10.7%)
中学校	117 (44.3%)	9 (2.3%)	108 (40.9%)	33 (12.5%)
高等学校	33 (61.1%)	1 (1.9%)	15 (27.8%)	5 (9.3%)

学校生活で保護者等が付添いを行っている医療的ケア児(426人)の付添いが必要な理由として、「医療的ケア看護職員が配置されていない又は認定特定行為業務従事者がいないため」192件(45.1%)が最も多く、その他の理由としては、「医療的ケアの実施に向けた手続き中」「保護者が、医療的ケア看護職員の配置を希望せず、自身で医療的ケアを行うことを希望しているため」などがある。



※ 本調査は、令和5年度始業から夏休み前までの間において、医療的ケアを行うために日常的に行っている付添いの状況を回答するものであり、「日常的」とは、ある程度の回数にわたり定期的に行われるものを指す。例えば、毎日又は毎週決まった曜日に一定時間付き添う場合は本調査における「付添い」に含まれるが、新入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際など、保護者等から学校に必要な情報の引継ぎを要する場合の保護者等の付添いは除く。

## 4 病気の子供の学びの充実に向けて

## 病気の子供の学びの充実に向けて

### 病気の子供を取り巻く環境の変化

- 医療の進歩による入院の短期化、頻回化による特別支援学校、特別支援学級転出入への影響
- ICT活用の広がり 等

#### ☆ 自立活動の指導の充実

#### ☆ 各教科の指導の充実

- ☞ 制限・制約のある中で、どのように効果的に指導するか

#### ☆ ICTのより効果的な活用

- ☞ 教育機会の確保のために、教育委員会や学校において同時双方向型・オンデマンド型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等を整備する
- ☞ ICTを使用することを目的とした授業づくりにならないようにする
- ☞ 病弱教育における「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を目指す

#### ☆ 小・中学校、高等学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級（病弱・身体虚弱）との連携、そこに在籍している子供への支援

- ☞ 転学せずに療養している子供に対する教育機会の保障と個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用
- ☞ 特別支援学校（病弱）のセンター的機能の在り方

## <参考> 特別支援学校のセンター的機能（規定等）

### 学校教育法第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第6節 学校運営上の留意事項

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

### 小学校学習指導要領 第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1)のア

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

平成17年12月 中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において示された、特別支援学校のセンター的機能の6項目

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能

特別支援学校教育要領・学習指導要領解説総則編（幼稚園・小学部・中学部）  
303ページ～

## <参考> 特別支援学校のセンター的機能の充実

### 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告

令和5年3月13日

○弱視、難聴、肢体不自由、**病弱・身体虚弱**については、通級による指導の対象である障害種となっているものの、その指導を受けている児童生徒数が少なく、これらを対象障害種とする通級による指導を実施していない自治体があることや、障害種について専門性のある指導主事や、その障害の状態等に応じた自立活動の指導ができる教師が不足していることなど、**当該障害のある児童生徒が十分な支援を受けられずに取り残されてしまっている現状がある**。障害の種類によって対応に差異が生じることがないように、**特別支援学校のセンター的機能の発揮により、小中学校の教師・保護者・児童生徒への支援等に係る機能の一層の充実を図る**ことが強く求められる。

#### <具体的な方向性>

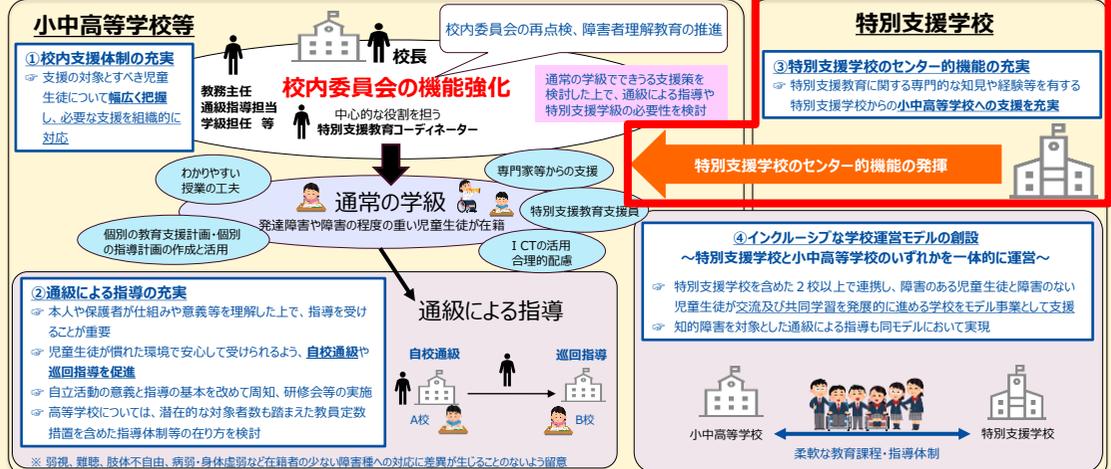
- ・学校教育法施行令22条の3に規定する障害の程度に該当しつつ、通常の学級で学ぶ児童生徒が十分な指導を受けられるよう、**小中学校等への特別支援学校のセンター的機能の充実を検討する**必要がある。

## <参考> 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)

### 現状・課題

- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒：小中学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性  
うち、校内委員会で支援が必要と判断：小中学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の送迎等の負担  
高等学校において、通級による指導が必要と判断された生徒が受けられていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度の重い児童生徒が通常の学級に在籍（就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重） → より専門的な支援が必要
- ④ 令和4年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



- ◆ 上記取組とあわせて、令和4年3月の検討会議報告を踏まえた特別支援教育を担当する教師等の専門性の向上を図るため、各自治体における令和6年度からの実現に向けた取組を促進させる。
- ◆ 障害のある児童生徒が自己理解を通じ自己肯定感を高め、自立し、社会の一員として活躍するために必要な基礎となる能力や態度を育てるキャリア教育の推進。
- ◆ 国においては、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進め、本報告に示した具体的な方向性を踏まえた関連施策等の充実にも努め、各自治体や学校における取組について、必要な助言等を行いつつ、教師の働き方改革にも留意しながらその進捗状況等についてフォローアップを実施。

＜参考＞ 特別支援学校におけるセンター的機能及び特別支援教育コーディネーターの充実

特別支援教育を担う教師の養成の在り方に関する検討会議 報告

令和4年3月

- 特別支援学校は、学校教育法第74条に基づくセンター的機能を効果的に発揮するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが重要な役割を担っており、地域によっては、域内の教育資源の組み合わせの中でコーディネーター機能を発揮し、指導・支援機能を拡充するなどの取組も推進されるなど、その運用や役割等について 様々な特色が見られる。
- その本来の役割を果たすため、適任者を充てるとともに、研修等で支援することにより充実に図ることが求められる。

＜具体的方向性＞

- ・特別支援学校の校長及び特別支援教育コーディネーターは、地域の状況やニーズを踏まえ、積極的にセンター的機能を果たすことができるよう、日常的な状況把握や支援の充実に図ること。
- ・各設置者及び校長は、センター的機能を効果的に発揮することができるよう、小中学校等における状況を理解し、外部専門家や関係機関とも連携しつつ、効果的な支援ができる者を配置すること。
- ・各設置者及び学校は、特別支援教育コーディネーターに対する効果的な研修を実施すること。その際、特総研の学習コンテンツ等も活用すること。
- ・国は、小学校等における特別支援教育コーディネーターの状況も踏まえ、特別支援教育コーディネーターの法令上の位置付けを検討すること。

病気の子供の学びの充実に向けて

子供を理解する、子供の病気を理解する それは子どもの支援への第一歩！



- 白血病 / 脳腫瘍 / 心疾患
- 糖尿病 / 腎疾患 / 喘息・アレルギー
- てんかん / 筋ジストロフィー / 膠原病
- 高次脳機能障害 / 潰瘍性大腸炎
- などなど

詳細はこちら



## 病気の子供の学びの充実に向けて

その子にとって、病気とはどのようなものか

病気の背景にあることは何か

それをしなければ命にかかわるような治療や医療的ケアを受けながら  
学習する、生活するとはどのようなことか

自分ではどうにもできない、人に言えない苦しさがあるとは  
どのようなことか

それらのことを、子供自身がどのように受け止めているか

.....

想像力を働かせて、頭と心をたくさん使って、病気の子供たちに寄り添い支える

安心できる土台と未来への希望をゆっくり育てる

## 5 特別支援教育に関する 近年の動向と現状

## 近年の特別支援教育に関する動向

平成18年12月	<p><b>国連総会において障害者権利条約を採択</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の人権・基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定</li> <li>◆障害者に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止</li> <li>◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進 など（教育分野）</li> </ul> <p>インクルーシブ教育システムの理念、合理的配慮の提供 など</p>
平成19年4月	<p><b>特別支援教育の本格的実施（平成18年3月 学校教育法等改正）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行う「特別支援教育」転換</li> <li>・盲・聾・養護学校から特別支援学校 特別支援学校のセンター的機能</li> <li>・小中学校等におけるLD、ADHD等の子供への支援を含めた特別支援教育の推進 など</li> </ul>
平成19年9月	<p><b>障害者権利条約署名</b></p>
平成23年8月	<p><b>改正障害者基本法施行（教育分野）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な教育が受けられるようにするため可能な限り共に教育を受けられるよう配慮しつつ教育の内容、方法の改善及び充実</li> <li>・本人・保護者の意向を可能な限り尊重 交流及び共同学習の積極的推進 など</li> </ul>
平成24年7月	<p><b>『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進』（中教審初中分科会報告）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学相談・就学先決定の在り方 合理的配慮、基礎的環境整備</li> <li>・多様な学びの場の整備、学校間連携、交流及び共同学習等の推進 教職員の専門性向上 など</li> </ul>
平成25年9月	<p><b>就学制度改正（平成25年8月 学校教育法施行令改正）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「認定就学」制度の廃止、総合的判断（本人・保護者の意向を可能な限り尊重） 柔軟な転学 など</li> </ul>
平成26年1月	<p><b>障害者権利条約批准</b></p>
平成27年11月	<p><b>障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の策定</b></p>
平成28年4月	<p><b>障害者差別解消法施行（平成25年6月制定）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、合理的配慮提供の法的義務 など</li> </ul>
平成28年6月	<p><b>改正児童福祉法施行（即日施行）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法第56条の6第2項を新設</li> <li>医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携の一層の推進</li> </ul>

## 近年の特別支援教育に関する動向

平成28年8月	<p><b>改正発達障害者支援法施行（平成28年6月公布）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援実施</li> <li>・個別の教育支援計画の作成及び個別の指導に関する計画の作成の推進 など</li> </ul>
平成29年1月	<p><b>総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視調査結果・報告※及び文部科学省の対応方針 策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害の早期発見及び適切な支援と情報の引継ぎ ※「総務省設置法」に基づき実施される行政機関の業務の実施状況の評価及び監視</li> </ul>
平成29年4月	<p><b>特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領 公示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視</li> <li>・障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実 など</li> </ul>
平成29年3月	<p><b>通級による指導に係る教員定数の基礎定数化（平成29年3月 義務標準法※改正）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度より10年かけて小・中学校の通級による指導に係る教員の加配定数を基礎定数化</li> <li>※公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律</li> </ul>
平成30年2月	<p><b>「心のバリアフリー 学習推進会議」提言 取りまとめ</b></p>
平成30年3月	<p><b>第四次障害者基本計画 閣議決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法に基づき策定される障害者施策の最も基本的な計画（平成30年度～34年度）（教育分野）</li> <li>・誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備</li> <li>・障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実</li> </ul>
平成30年4月	<p><b>高等学校等における通級による指導の制度化（平成28年12月 学校教育法施行規則等改正）</b></p>
平成30年8月	<p><b>「個別の教育支援計画」を作成することについて省令に規定（学校教育法施行規則改正）</b></p>
平成30年9月	<p><b>小・中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育の取扱いについて（通知）</b></p>
平成31年1月	<p><b>文部科学省 障害者活躍推進プラン</b></p> <p><b>発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～ 公表</b></p>
平成31年2月	<p><b>特別支援学校高等部学習指導要領 公示</b></p>
平成31年3月	<p><b>学校における医療的ケアの実施に関する検討会議 最終まとめ</b></p>

### 近年の特別支援教育に関する動向

令和元年6月	厚労省と文科省による「難聴児の早期支援に向けた保険・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告」
令和2年4月	高等学校等における病気療養中等の生徒に対するメディアを利用して行う授業の単位修得数等の上限を緩和(学校教育法施行規則改正)
令和3年1月	「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告 公表」 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申) 公表
令和3年2月	高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について(通知) ・病気療養中等の生徒に対する必要対面授業を、履修する各教科・科目等ごとに年間2単位時間以上と弾力化した。
令和3年6月	障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 公布 (施行:公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)
令和3年6月	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 公布 (施行:令和3年9月18日(公布の日から起算して3月が経過した日))
令和3年6月	「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」改定・公表
令和3年8月	学校教育法施行規則の一部を改正する省令 施行(公布日施行) ・医療的ケア看護職員や特別支援教育支援員を法令上位置付け、配置を促進
令和3年9月	特別支援学校設置基準(省令) 公布 (施行:総則及び学科は令和4年4月1日、編制並びに施設及び設備は令和5年4月1日)
令和4年3月	「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告 ・採用後概ね10年以上で特別支援教育を複数年経験 ・管理職登用にあつては特別支援教育の経験も考慮
令和4年4月	「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知)
令和4年7月	「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定等について」(通知)
令和5年3月	「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」報告 ・校内委員会の機能強化 ・通級による指導の充実 ・特別支援学校のセンター機能の確立 ・インクルーシブな学校運営モデルの創設
令和6年12月	障害者差別解消法に基づく文部科学省所管事業分野の対応指針の改定 (事業者による合理的配慮の提供の義務化)

### 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)



- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

#### 義務教育段階の全児童生徒数

(平成25年度) 1,030万人 → (令和5年度) 941万人 (0.9倍)

#### 特別支援教育を受ける児童生徒数

32.0万人 (3.1%) → 64.0万人 (6.8%) (2.0倍)

#### 特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害  
肢体不自由 病弱・身体虚弱

6.7万人 (0.7%) → 8.5万人 (0.9%) (1.3倍)

#### 小学校・中学校

##### 特別支援学級

知的障害 肢体不自由  
身体虚弱 弱視 難聴  
言語障害 自閉症・情緒障害

17.5万人 (2.0%) → 37.3万人 (4.0%) (2.1倍)

##### 通常の学級(通級による指導)

言語障害 自閉症 情緒障害  
弱視 難聴 学習障害  
注意欠陥多動性障害  
肢体不自由 病弱・身体虚弱

7.8万人 (1.0%) → 18.2万人 (1.9%) (注) (2.3倍)

※矢印内の数値は、令和5年度(通級による指導については令和3年度)の児童生徒数を平成25年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したものの、(注)通級による指導を受ける児童生徒数(18.2万人)は、最新の調査結果であるR3年度通年(国公私立)の値を用いている。  
なお、平成25年度の通級による指導を受けている児童生徒数(7.8万人)は、5月1日時点(公立のみ)の値。

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

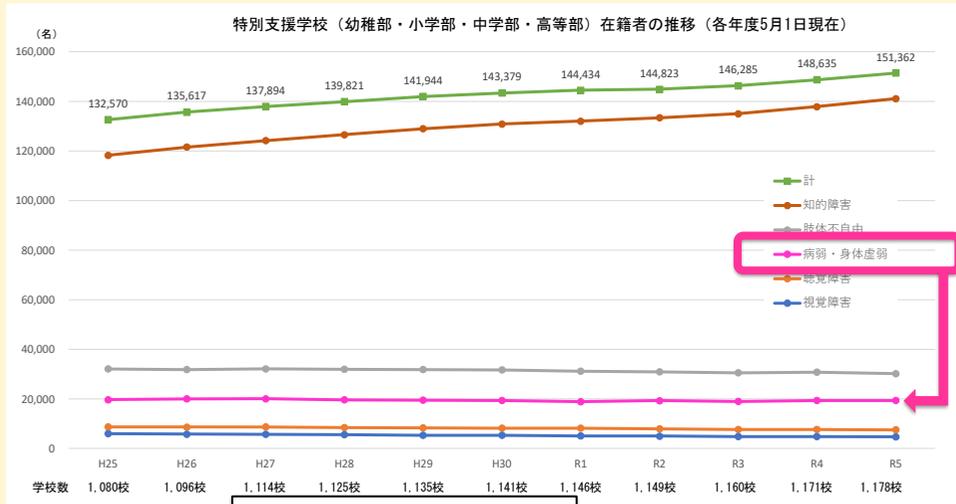


○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,700人) 聴覚障害 (約7,500人) 知的障害 (約141,100人) 肢体不自由 (約30,200人) <b>病弱・身体虚弱 (約19,300人)</b> ※重複障害の場合はダブルカウントしている <b>合計：約151,400人 (※令和5年度)</b> <b>(平成25年度の約1.1倍)</b>	知的障害 (約164,000人) 肢体不自由 (約4,400人) <b>病弱・身体虚弱 (約4,200人)</b> 弱視 (約600人) 難聴 (約1,800人) 言語障害 (約1,200人) 自閉症・情緒障害 (約196,500人) <b>合計：約372,800人 (※令和5年度)</b> <b>(平成25年度の約2.1倍)</b>	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約24,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) <b>病弱・身体虚弱 (約100人)</b> <b>合計：約183,900人 (※令和3年度)</b> <b>(平成25年度の約2.4倍)</b>
幼児児童生徒数	幼稚部：約1,200人 小学部：約51,100人 中学部：約33,400人 高等部：約65,600人 義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和5年度)	小学校：約265,700人 中学校：約107,000人 義務教育段階の全児童生徒の4.0% (※令和5年度)	小学校：約154,600人 中学校：約27,700人 高等学校：約1,700人 義務教育段階の全児童生徒の1.9% (※令和3年度)
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すと考えられた児童生徒数の割合：推定値 8.8% (小・中)、推定値 2.2% (高)  
 (令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づくものであり、医師の診断等によるものでない点に留意。)  
 ※※「小学校」には義務教育学校前期課程を、「中学校」には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を、「高等学校」には中等教育学校後期課程を含む。四捨五入の関係で、内訳の足し合せ合計が一致しないことがある。

# 特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移



【令和5年度の状況】

併置校と単独校を合わせた数	156校	肢体不自由	156	計	1,532
病弱・身体虚弱単独校のみの数	57校	病弱・身体虚弱	19,339		202,716
			7,683		57,694

(出典) 学校基本調査  
 ※上記表は、平成19年度より、障害のある児童生徒の在籍数を集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

## 特別支援学校(病弱)の学校数の推移

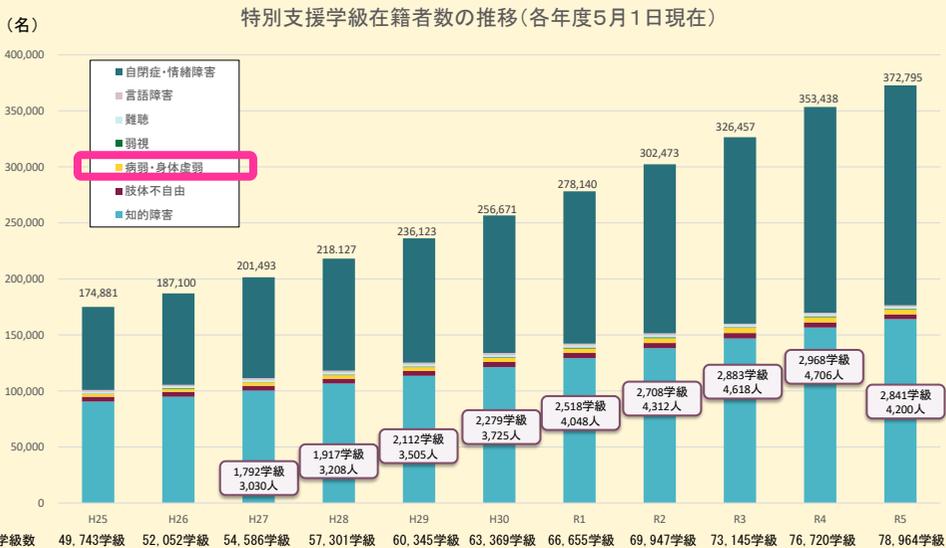
	H29	H30	R1	R2	R3	R4
病弱	57	57	57	58	56	57
視・病	1	1	1	1	1	1
聴・病	-	-	-	-	-	-
知・病	14	16	15	16	15	14
肢・病	30	32	32	35	36	35
視・聴・病	-	-	-	-	-	-
視・知・病	-	-	-	-	-	-
視・肢・病	1	1	1	1	1	1
聴・知・病	-	-	-	-	-	-
聴・肢・病	-	-	-	-	-	-
知・肢・病	29	29	27	28	26	28
聴・知・肢・病	2	2	3	1	2	2
視・知・肢・病	1	-	-	-	-	-
視・聴・肢・病	-	-	-	-	-	-
視・聴・知・病	-	-	-	-	-	-
視・聴・知・肢・病	14	14	15	18	17	15
計	149	152	151	158	154	153

### 病弱教育校に占める割合(令和4年度)

**病弱単独校** 37%  
**併置校** 63%  
 (内訳)  
 肢体不自由との併置校 36%  
 知的障害及び肢体不自由との併置校 29%

文部科学省「特別支援教育資料」より

## 特別支援学級の児童生徒数・学級数



【令和5年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	33,206	3,146	2,841	532	1,354	649	37,236	78,964
在籍者数	164,036	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,502	372,795

(出典)学校基本調査

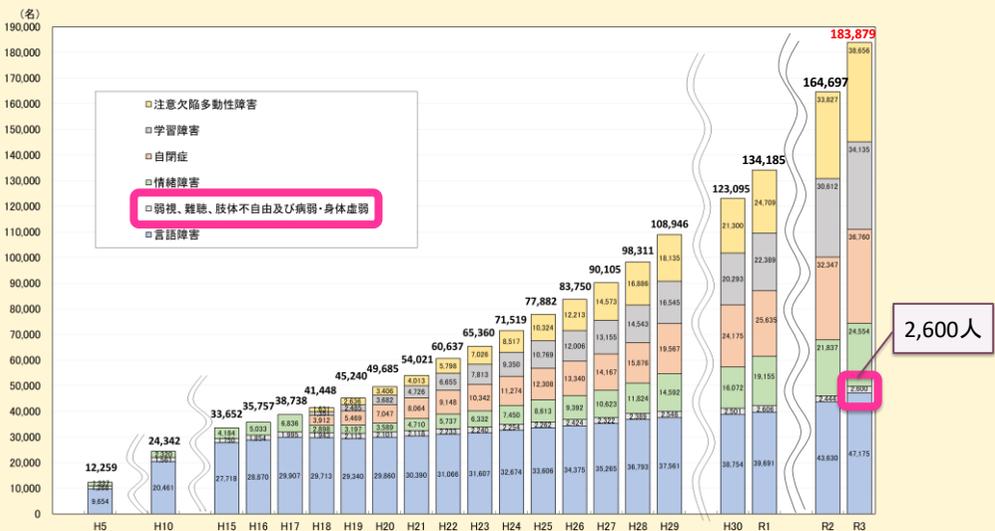
### 特別支援学級（病弱・身体虚弱）の学級数・児童生徒数の推移

	小学校		中学校		義務教育学校		計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
H29	1,468	2,480	643	1,021	1	4	2,112	3,505
H30	1,619	2,676	655	1,041	5	8	2,279	3,725
R1	1,768	2,900	742	1,135	8	13	2,518	4,048
R2	1,893	3,050	804	1,246	11	16	2,708	4,312
R3	1,986	3,137	880	1,459	17	22	2,883	4,618
R4	2,026	3,181	914	1,487	28	38	2,968	4,706

文部科学省「特別支援教育資料」より

○特別支援学級（病弱・身体虚弱）の学級数、児童生徒数ともに年々少しずつ増加している

### 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



(出典) 通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)  
 ※令和2年度及び令和3年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。  
 ※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。  
 ※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。  
 ※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。  
 ※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

## 通級による指導を受けている児童生徒数の推移（病弱・身体虚弱）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	13	20	24	24	36	45
中学校	14	9	4	15	33	38
高等学校	—	—	3	14	23	19
計	27 (0.03%)	29 (0.03%)	31 (0.03%)	53 (0.04%)	92 (0.06%)	102 (0.06%)

文部科学省「特別支援教育資料」より

- 病弱・身体虚弱で通級による指導を受けている児童生徒は、年々増加している  
☞ 平成30年度と比べて、令和3年度は約**3.3倍**となっている

## 6 参考資料

## 病弱教育の歴史



**1853年** **世界で最初の病弱教育**  
デンマークのコペンハーゲン郊外において  
身体虚弱児を対象として行われた

**1876年** **スイス**  
休暇を利用して虚弱児童に団体教育を  
試み、以来研究を重ねて各国に普及

**1902年** **ドイツ**  
ベルリンに結核児・虚弱児のための林間  
学校を設置

**日本では…**

**1889年(明治22年)**  
三重県尋常師範学校において、脚気の子供に対して戸外学校(転地)による  
分校形式の教育を行う  
☞ デンマーク、スイスに次ぐ、世界的にも最も早く行われた病弱教育の一つ  
盲・ろう教育以外では最初の特殊教育(当時)が行われた

当時、脚気は勉学・産業・強兵等の上から大きな  
社会問題だったため、教育上特別に取り上げられた

## 病弱教育の歴史

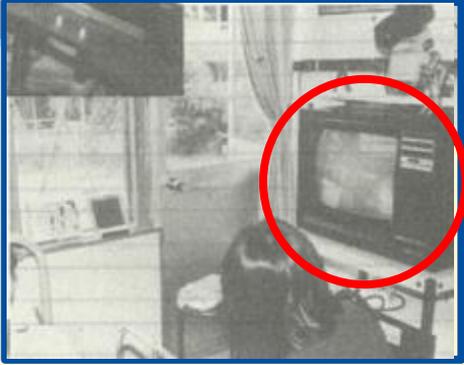
日本病弱教育史

全国病弱虚弱教育研究連盟

日本で初めての病弱教育が行われた明治時代から昭和  
にかけて、全国的な流れとともに、各都道府県別の歴史  
が詳細に記録されている貴重な資料  
(各学校の校長室にあるかもしれません)



**遠隔教育につながる取組**  
閉回路テレビで教室と病棟を結び、6チャンネル  
同時授業が可能だった  
(島根県/昭和50年代)



病弱教育の基本となる通知①

「病気療養児の教育について」(平成6年12月21日文初特294号通知)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19941221001/t19941221001.html](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19941221001/t19941221001.html)

病気療養児の教育の改善充実のための留意事項

- 一 入院中の病気療養児の実態の把握
- 二 適切な教育措置の確保
- 三 病気療養児の教育機関等の設置
- 四 教職員等の専門性の向上
- 五 その他
  - ・病気療養児の教育の必要性、意義等を関係者に周知
  - ・医療機関や入院前に通学していた学校、福祉機関や保護者等との連携が十分に確保されるよう配慮

病弱教育の基本となる通知①

「病気療養児の教育について」(平成6年12月21日文初特294号通知)

「病気療養児の教育について」(平成6年12月21日付け文初特294号通知)より

「病気療養児の教育について(審議のまとめ)」

平成6年12月14日 病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議

病気療養児の教育の意義

「学習の遅れなどを補完し、学力を補償する上で、もとより重要な意義を有するもの」

- その他に
- 積極性・自主性・社会性の涵養 「学校」という場の重要性
  - 心理的安定への寄与 自立活動の指導との関連
  - 病気に対する自己管理能力 自立活動の指導との関連
  - 治療上の効果等
    - ・退院後の適応のよさ
    - ・再発の頻度の少なさ
    - ・健康の回復やその後の生活に大きく寄与
    - ・療養生活環境の質(QOL)の向上にも資する

## 病弱教育の基本となる通知②

## 「病気療養児に対する教育の充実について」(平成25年3月4日 24初特支第20号通知)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1332049.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332049.htm)

今後の病気療養児への指導等の在り方について、「病気療養児の教育について」(平成6年12月21日付 文初特第294号通知)により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意する事項を整理し教育委員会等へ通知

## 1 小児がん拠点病院の指定に伴う対応

- (1)病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続が滞ることがないようにする
- (2)入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図る
- (3)後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、事前に習得単位の取扱いや事務手続等について関係機関の間で共有を図り、適切に対応する
- (4)病弱者を対象とする特別支援学校は、幼稚園・小・中・高等学校等の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努める

## 病弱教育の基本となる通知②

## 「病気療養児に対する教育の充実について」(平成25年3月4日 24初特支第20号通知)

[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1332049.htm](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332049.htm)

## 2 病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

(感染症への対策などの治療上必要な対応や継続的な通院を要する等)

- (1)当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、当該病気療養児のための教育環境の整備を図る
- (2)当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行う
- (3)退院後であっても当該病気療養児への教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保する

# 「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月)の概要

## ポイント

- ・障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現していくために、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた「**一貫した教育支援**」の充実を目指す。その上で、教育的ニーズの変化に応じ、**学びの場を柔軟に見直し、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場の連続性を実現していくことが重要。**
- ・学校や学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするために必要な「**教育的ニーズ**」に係る基本的な考え方を整理。
- ・市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的判断や決定に向けた、「**就学先決定等のモデルプロセス**」を再構築。
- ・障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化し、就学先となる学校や学びの場における提供可能な教育機能と障害の状態等を具体化。

## 第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

1. 就学に関する新しい支援の方向性
  2. 早期からの一貫した支援と、その一過程としての就学期の支援
  3. 今日的な障害の捉えと対応
- 「教育的ニーズ」を整理するための3つの観点 (①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容) を示し、市町村教育委員会がそれらを把握するための具体的な視点や、障害種ごとに把握すべき事項を整理。

## 第2編 就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更のモデルプロセス

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを一連のプロセス (①事前の相談・支援、②法令に明記された就学先決定の手続き、③就学後の学び場の見直し) に分けて解説

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方</b></p> <p><b>第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動 (①)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学手続以前に行う、本人や保護者の就学に向けた準備を支援する活動について解説。</li> </ul> <p><b>第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス (②)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の観点等について、基本的な考え方を整理。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 特別支援学級と通級による指導等との関係について</li> <li>- 市区町村における学びの場の判断に対する、都道府県教育委員会等の指導・助言</li> <li>- 障害のある外国人について</li> </ul> </li> </ul> | <p><b>第4章 就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス (③)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育的ニーズの変化に応じ、学びの場の柔軟な見直しを行うことについて記載を充実し、具体的な見直し事例を提示。</li> </ul> <p><b>第5章 適切な支援を行うにあたって期待されるネットワークの構築</b></p> <p><b>第6章 就学にかかわる関係者に求められるもの</b><br/>～相談担当者の心構えと求められる専門性～</p> |
|--|---|

## 第3編 障害の状態等に応じた教育的対応

1. 当該障害のある子供の教育的ニーズ
  2. 当該障害のある子供の学校の学びの場と提供可能な教育機能
  3. 当該障害の理解
- 障害種別に、教育的ニーズを整理するための観点 (①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容) を具体的に提示。  
障害種別に、それぞれの学びの場 (通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校) における子供の状態や配慮事項を具体的に提示。

※I. 視覚障害、II. 聴覚障害、III. 知的障害、IV. 肢体不自由、V. 病弱・身体虚弱、VI. 言語障害、VII. 情緒障害、VIII. 自閉症、IX. 学習障害、X. 注意欠陥多動性障害

※小中学校等の関係者にも、「医療的ケア」の基礎知識を身に付けていただくため、別冊として、「**医療的ケア実施支援資料**」を作成。  
※「個別的教育支援計画」を活用した情報共有や引継ぎがより確に行われるよう、関連資料として、「**個別的教育支援計画**」の**参考様式**を提示。 詳細はこちら (文部科学省HP) 

# 特別支援教育

季刊誌

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

**特別支援教育** 春

【特集】**自己の在り方生き方を考える高等部での教育**  
—キャリア教育を通して—

【巻頭言】 特別支援教育の一層の充実に向けて  
文部科学省初等中等教育局長 矢野和彦

◆連載「実践！ICT活用」  
◆子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・  
◆全国の書店  
◆最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。  
◆東洋館出版社  
年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>  
◆インターネットからも購入することができます。



令和6年春 第93号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月  
価格：900円 (税込み)

季刊誌

# 特別支援教育

令和6年 夏 第94号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月  
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の  
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



### 【特集】生涯にわたって学び続ける意欲を高める取組

- 視覚障害者のスポーツ活動を通じた生涯にわたって学び続ける意欲を高める取組
- 地域と連携して社会で活躍できる幼児児童生徒を育成する取組
- 生涯にわたって学び続ける意欲を高める知的障害教育における取組
- 選んだ題材を、表現したいことが伝わるまで表現する「書」の取組
- 地域の人々とのつながりを通して生涯にわたって学び続ける意欲を高める取組（病弱）
- 知的障がい特別支援学級における読書活動の取組

### 【巻頭言】スポーツがつなぐ“チカラ”

元競泳日本代表、日本水泳連盟アスリート委員 星 奈津美

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店  
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社  
年間定期購読を受け付けております。  
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。

